

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

広島県

## 2 構造改革特別区域の名称

ITひろしま・産業人材育成特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

広島県の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 本県産業の概要

広島県は、明治から昭和の終戦を迎えるまで、日本の軍事拠点の一つであった。そのため、当時の最高水準の工業技術が「軍需技術」という形で蓄積され、戦後、造船や自動車、鉄鋼産業などの著しい発展につながってきた。また、県東部地域を中心に、家具や繊維などの伝統産業で培われた技術力を活かして、様々なものづくり産業が集積してきた。これらの技術集積を背景として、広島県は、全国でも有数の工業県（ものづくり県）として発展してきた。

近年では、輸送用機械（自動車、造船）、鉄鋼及び一般機械などの基幹産業に加えて、東広島市から福山市に至る県の中央・東部地域を中心として、半導体や携帯電話などのエレクトロニクス関連産業の集積が進展し、本県の製造品出荷額等では、電気機械産業の出荷額が高い伸びを示している。

また、経済のソフト化・サービス化の進展により、サービス業を中心とした第三次産業の県内総生産に占める比率も高まっており、本県の産業構造は、いわゆる「重厚長大型産業」中心から、より成長性の高い産業分野への転換が進みつつある。

こうした中、本県では、内外の人々や企業から選ばれる魅力あふれる『元気な広島県』を実現するため、「産業の再生」を最重点課題として掲げ、「新たな産業づくり」、「本県経済を支える産業の持続的発展」などに重点的に取り組んでいるところであり、産業の競争力強化、高付加価値化を図るために必要となるIT技術の重要性はますます高まっている。

### (2) 本県のIT化の現状と課題

ITは、製品やサービスの高付加価値化を図るための源泉であり、企業の競争力強化や経営革新、新事業創出等を実現するために不可欠となっている。

とりわけ、本県の基幹産業である製造業においては、ITと融合することによって、生産技術の高度化による高品質で独創的な製品開発や生産性の向上など、大きな成長の可能性を秘めている。本県産業の競争力強化、高付加価値化を図るためには、産業の情報化を一層促進する必要がある。

また、IT化の進展は、既存の企業間の連携や取引関係を大きく変化させており、企業の経営の効率化や経営革新を図るためには、ITを活用したネットワークの構築や電子商取引の導入など、IT化への対応が必要となっている。特に、県内の中小企業ではITの導入が遅れているため、ITを活用して経営革新が実現できるよう、中小企業の情報化を促進する必要がある。

産業活動を支える情報サービス業については、最近の5年間では、全国と比較し、企業数は伸びているものの、

従業者数や年間売上高は、低い伸びにとどまっている。情報サービス業は、今後、大きな成長が期待される産業分野であり、新規創業の支援やベンチャー企業の育成などを通じて、IT関連産業の集積の促進に取り組む必要がある。

< 県内中小企業の情報化の状況 >

項目	平成17年度
中小企業における社内LAN導入状況	59.0%
中小企業における自社ホームページ開設状況	49.7%

「県内企業の情報化・IT（情報技術）利用に関する実態調査」（平成17年8～9月実施）

< 情報サービス業の現状 >

区分	平成17年度	全国での位置付け	最近5年間の比較 (H17/H12)
企業数	201所	シェア2.9%、7位	1.01(全国0.91)
従業者数	8,037人	シェア1.5%、8位	1.02(全国1.04)
年間売上高	167,135百万円	シェア1.1%、9位	1.11(全国1.36)

「経済産業省特定サービス産業実態調査報告書」

(3) 本県のIT化に向けた取り組み

情報通信技術が急速に発展する中で、本県では、「ITひろしま行動計画2005」に基づき、情報通信基盤の整備を始め、各種情報提供システムの構築など、IT施策の総合的・戦略的・効率的な推進に努めてきたところであり、更に、平成18年度からは、これまでに構築してきた情報通信基盤等を有効に活用しながら、ITの恩恵を享受できる社会の実現を目指すため、「ITひろしま推進指針」に基づき、「IT活用に向けた環境整備」や「多様なIT活用の展開」等に取り組んでいるところである。

特に、産業の情報化やIT関連産業の集積を促進し、本県産業の活性化・競争力強化を図っていくためには、情報化を支える人材の育成が不可欠であり、SE、プログラマ、ITコーディネータ等を育成するための研修や、中小企業を対象としたIT活用の実践研修、IT分野に関する職業訓練などを実施し、積極的にIT人材の育成に努めているところである。

**5 構造改革特別区域計画の意義**

今回申請する「ITひろしま・産業人材育成特区」は、産業の情報化やIT関連産業の集積の促進により、本県産業の活性化・競争力強化を図るため、その基盤となるIT人材の育成強化を目指すものである。

(1) 情報教育の充実とIT人材の裾野の拡大

この計画を実施することにより、県内の情報教育機関においては、履修計画等について経済産業大臣の同意が必要になることから、履修科目の充実やカリキュラムの効率化が図られ、より質の高い情報教育の実施が期待できる。

また、「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報処理技術者試験」の一部試験が免除となるため、受験生の負担が軽減され、合格率の向上及び合格者数の増加が期待される。

これにより、県外からも多数のIT人材の卵が本県に流入する等の相乗効果が生まれ、本県において、より多くの優秀なIT人材を育成、輩出することが可能となり、IT人材の裾野の拡大を図ることができる。

(2) IT社会の実現に向けた施策の強化

この計画の実施により、ITに関する基礎的な知識・技術を備えた人材を多数輩出することは、本県が「ITひろしま推進指針」に基づき推進している「IT活用に向けた環境整備」や「多様なIT活用の展開」等各種施策の実効性を高めるなど、IT社会の実現に向けた施策の強化を図ることができる。

これにより、本県が目指しているITの恩恵を享受できる社会の実現に大きく寄与することが期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本県における「初級システムアドミストラータ試験」及び「基本情報処理技術者試験」の合格率は、いずれも全国平均を下回っている。

この計画の実施により、県内の情報教育機関においては、履修科目や履修計画がより効果的・効率的な内容となり、質の高いプログラムの提供が期待されるとともに、受験者においても、午後に行われる実務的な分野の試験に集中することができるなど、大幅な負担の軽減が期待できる。

このため、当面、合格者を全国平均並みに向上させ、合格者数の増加を図ること目標として、積極的に計画の推進を図る。

また、本県において、より多くの優秀なIT人材が育成、輩出されることにより、県内企業によるIT人材の確保が容易となり、企業内での情報活用能力の向上や経営革新の進展、IT活用による新事業創出の促進、さらには、本県の産業活動を支える情報サービス業の活性化につながることを期待されることから、中小企業の情報化の進展と情報サービス業の売上高の増加を目指す。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

この計画の実施により、本県のIT人材の育成・強化を図り、産業の情報化やIT関連産業の集積の促進などを通じて、本県の目指す「元気な広島県」の実現に寄与するものである。

### (1) 本県産業の活性化、競争力強化

IT人材の裾野が拡大し、本県のIT人材の高度化が促進されることにより、基幹産業の情報化が促進され、生産技術の高度化による高品質化や生産性の向上により、本県産業の高付加価値化、競争力強化が図られる。

また、産業活動を支える情報サービス業等においても、独自の技術力の強化等により企業活動が活発化、広域化が図られ、サービス産業の集積促進による本県の中核機能の強化が期待される。

### (2) IT関連産業の集積促進

優秀なIT人材が多数輩出されることにより、IT関連のベンチャー企業などの創業が活発化することが期待される。また、IT人材の確保が容易となり、IT化が進んだ優秀な企業が多数存在するなど、IT関連企業にとって好ましい事業環境が整備されることにより、県外からのIT関連産業の立地が進み、本県におけるIT関連産業の集積の促進が期待される。

### (3) 中小企業の経営革新

県内企業によるIT人材の確保が容易となり、企業内での情報活用能力が向上し、IT活用による新事業の創出や経営の効率化が促進され、中小企業の経営革新の進展が期待される。

### (4) 雇用の創出

情報サービス業を始めとした県内企業は、即戦力となる質の高い人材を求めており、とりわけITに関しては企業人材の基礎的能力として重要視されている。この計画の実施を通じ、企業ニーズが高い初級システムアドミストラータ及び基本情報処理技術者の資格取得者が増加することにより、企業の即戦力人材の確保が進み、若年者等の雇用の拡大に資することが期待される。

### (5) 県民生活の向上

IT人材の裾野の拡大を通じて、県内産業の活性化や雇用の拡大が図られるとともに、情報サービス業を始めとしたサービス産業の活性化が図られることにより、県民に対し、安価で質の高いサービスの提供等が可能とな

り、県民生活のより一層の向上が図られるものと期待される。

## **8 特定事業の名称**

1131(1143、1145)修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144、1146)修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

## **9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項**

特定事業によるIT人材の育成を積極的に推進するとともに、その効果が最大限発揮できるよう、特定事業と密接に連携して、次の事業に取り組むこととしている。

### (1) 高度IT人材の育成

特定事業を通じIT人材の裾野を拡大するとともに、次により、高度IT人材の育成を推進する。

ITを活用した技術革新を担う高度IT人材を育成するため、(株)広島ソフトウェアセンター(国・県・産業界で設置)を通じて、ITプロフェッショナル育成研修等を積極的に推進する。

産業界のニーズにマッチした実践的なIT教育を実施していくため、県立広島大学と(株)広島ソフトウェアセンターが中心となり、経済産業省の「産学協同実践的IT教育基盤強化事業」等を活用し、実践的な教育カリキュラムの開発や人材育成に取り組む。

### (2) 産業の情報化の支援

本県産業の競争力を強化していくためには、IT化に対応し、常に製品・サービスの高付加価値化や生産性の向上等を図ることが必要であり、次により、中小企業の情報化を積極的に支援する。

中小企業のITを活用した経営革新に向けた取組みを促進するため、情報機器の導入等を行う中小企業等への金融支援を実施する。

本県の基幹産業である製造業における設計、製造業務等のIT化に対応するため、(株)広島テクノプラザを通じて、3次元CAD、CAM、CAE等に関する高度で実践的な研修を実施する。

県内企業のIT利活用による経営革新を支援するため、(株)広島ソフトウェアセンターを始めとした産業支援機関や専門家等が密接な協力体制を構築し、国の「ちゅうごくIT経営応援隊事業」を通じた総合的な啓発事業等を実施する。

### (3) IT関連産業の集積促進

IT関連産業は、今後も高い成長が見込まれる産業分野であり、次により、戦略的に集積促進を図る。

成長が見込まれるIT関連分野などを対象として、新事業の創出を促進するため、独自技術を保有する複数の企業等による共同研究グループが行う、実用化を念頭においた即効性の高い研究開発事業に対して、「ひろしま産業創生補助金」により支援を行う。

県・地域支援センター等による、起業から事業化・市場化まで企業の成長段階に応じたきめ細かな支援を行い、IT関連分野などのベンチャー創業や中小企業の第二創業の促進を図る。

1 特定事業の名称

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業  
1131(1143、1145)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

講座の開設者

学校法人上野学園広島コンピュータ専門学校(広島市西区横川新町7-12)

学校法人上野学園広島電子専門学校(広島市中区千田町一丁目2-19)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

初級システムアドミニストレータ講座(サーティファイ併用Aコース) 別添資料1

学校法人上野学園広島コンピュータ専門学校

初級システムアドミニストレータ講座(サーティファイ併用Bコース) 別添資料2

学校法人上野学園広島電子専門学校

講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「シスアド技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格した者であって、かつ履修計画にある認定講座に8割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し、当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、実施する。

イ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称: シスアド技術者能力認定試験(2級)

試験科目: シスアド技術者能力認定試験(2級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目: 表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	情報の基礎理論	1	基数変換, データ表現, 演算と精度, 論理演算, 符号理論
(B)	データ構造とアルゴリズム	1	流れ図, 決定表, BN記法, ポーランド記法

(C)	ハードウェア	1	半導体と集積回路
		2	プロセッサ, 動作原理
		3	メモリ, 記憶媒体, 補助記憶装置
		4	入出力インタフェース, 入出力装置, 接続形態・接続媒体
		5	コンピュータの種類と特徴
(D)	基本ソフトウェア	1	OSの種類と構成
		2	ファイル管理, 障害管理
		3	ヒューマンインタフェース, 日本語処理
		4	ミドルウェア
(E)	システム構成と方式	1	システム構成方式, 処理形態
		2	システム性能, 信頼性
		3	応用システム
(F)	システム開発と運用	1	プログラム言語, 言語処理系
		2	EUC, EUD, ソフトウェアの利用
		3	開発手法, 設計手法, テスト手法
		4	システムの環境整備, 運用管理
(G)	ネットワーク技術	1	プロトコルと伝送制御
		2	符号化と伝送技術
		3	LAN とインターネット
		4	電気通信サービス
		5	ネットワーク性能
		6	伝送媒体, 通信装置
(H)	データベース技術	1	データベースモデル
		2	データの分析・正規化
		3	データ操作
		4	データベース言語, SQL の利用
		5	DBMS の機能と特徴
		6	データベース制御機能(排他制御, リカバリ)
		7	分散データベース
(I)	セキュリティ	1	セキュリティ対策
		2	プライバシー保護
		3	ガイドライン
(J)	標準化	1	データの標準化
		2	標準化組織
(K)	情報化と経営	1	経営管理(経営戦略, 組織と役割, マーケティングなど)
		2	情報化戦略(業務改善など)
		3	財務会計(会計基準, 財務諸表など)
		4	管理会計(損益分岐点, 原価管理など)
		5	IE 分析手法, 管理図
		6	確率と統計
		7	情報システムの活用(ビジネスシステム, 企業間システムなど)
		8	関連法規(情報通信, 知的財産権)
(L)	表現能力	1	発表技術
		2	文章の書き方
		3	マルチメディアの利用

当該民間資格試験の使用言語：日本語

当該民間資格試験の提供開始日：平成14年4月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものである。

別紙 1 - 2

1 特定事業の名称

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業  
1131(1143、1145)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人鶴学園広島工業大学専門学校(広島市西区福島町二丁目1-1)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

日本CIW普及育成協議会(JACC)(東京都中央区京橋1-11-8西銀ビル5F)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

初級システムアドミニストレータ講座(CIW併用Aコース) 別添資料3

講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に8割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ、講座の開設者が平成17年4月1日以降に開設した講座を8割以上出席し履修した者に対し、初級システムアドミニストレータ試験対策講座(CIW併用Aコース)の履修項目と重なっている項目は履修したものとみなし、未履修の項目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

ウ 有資格者に対し、修了認定に係る試験を実施し、日本CIW普及育成協議会(JACC)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。なお、(3)イの場合、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本CIW普及育成協議会(JACC)が作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

エ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

オ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会(JACC)が行うものとする。ただし、日本CIW普及育成協議会(JACC)が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

カ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併



せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知する。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：CIWアソシエイト

試験科目：CIWファンデーション

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示す通り

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Webコンセプト
		2	Webサービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTMLコーディング
		2	HTMLコーディング
		3	HTMLコーディング
		4	HTMLコーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、

情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち，第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

1 特定事業の名称

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144、1146)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人上野学園広島コンピュータ専門学校(広島市西区横川新町7-12)

学校法人上野学園広島電子専門学校(広島市中区千田町一丁目2-19)

大栄教育システム株式会社(広島市中区大手町1-1-20)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14京橋AKビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

基本情報技術者講座(サーティファイ併用Aコース) 別添資料4

学校法人上野学園広島コンピュータ専門学校

基本情報技術者講座(サーティファイ併用Bコース) 別添資料5

学校法人上野学園広島電子専門学校

基本情報技術者講座(サーティファイ併用Cコース) 別添資料6

大栄教育システム株式会社(大手町校, JR広島駅校, 福山校)

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者で、かつ履修計画にある認定講座に8割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題、または、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、実施する。

イ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、株式会社サーティファイが行うものとする。ただし、株式会社サーティファイが認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験 2 級

試験科目：情報処理技術者能力認定試験 2 級第 1 部

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示す通り

	出題分野		試験項目
(A)	情報の基礎理論	1	基数変換，データ表現，演算と精度，論理演算，符号理論
		2	状態遷移，グラフ理論，オートマトンと形式言語
		3	計算量と情報量
(B)	データ構造とアルゴリズム	1	データ構造，アルゴリズムの基礎
		2	流れ図，決定表，BN記法，ポーランド記法
		3	各種アルゴリズム，アルゴリズムの効率
(C)	ハードウェア	1	半導体と集積回路
		2	プロセッサ，動作原理
		3	メモリ，記憶媒体，補助記憶装置
		4	入出力インタフェース，入出力装置，接続形態・接続媒体
		5	コンピュータの種類と特徴
(D)	基本ソフトウェア	1	OSの種類と構成
		2	プロセス管理，割込み制御
		3	主記憶管理，仮想記憶
		4	入出力制御，ジョブ管理
		5	ファイル管理，障害管理
		6	ヒューマンインタフェース，日本語処理
		7	ミドルウェア
(E)	システム構成と方式	1	システム構成方式，処理形態
		2	システム性能，信頼性
		3	応用システム
(F)	システム開発と運用	1	プログラム構造，制御構造
		2	プログラム言語，言語処理系
		3	EUC，EUD，ソフトウェアの利用
		4	開発手法，設計手法，テスト手法
		5	システムの環境整備，運用管理
(G)	ネットワーク技術	1	プロトコルと伝送制御
		2	符号化と伝送技術
		3	LAN とインターネット
		4	電気通信サービス
		5	ネットワーク性能
		6	伝送媒体，通信装置
		7	ネットワークソフト
(H)	データベース技術	1	データベースモデル
		2	データの分析・正規化
		3	データ操作
		4	データベース言語，SQL の利用
		5	DBMS の機能と特徴
		6	データベース制御機能（排他制御，リカバリ）
(I)	セキュリティ	1	セキュリティ対策
		2	プライバシー保護
		3	ガイドライン

( J )	標準化	1	情報システム基盤の標準化
		2	データの標準化
		3	標準化組織
( K )	情報化と経営	1	経営管理（経営戦略，組織と役割，マーケティングなど）
		2	情報化戦略（業務改善など）
		3	IE 分析手法，管理図
		4	確率と統計
		5	最適化問題，意志決定理論
		6	情報システムの活用（ビジネスシステム，企業間システムなど）
		7	関連法規（情報通信，知的財産権）

当該民間資格試験の使用言語：日本語

当該民間資格試験の提供開始日：平成14年4月

#### 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものである。

1 特定事業の名称

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144、1146)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人鶴学園広島工業大学専門学校(広島市西区福島町二丁目1-1)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

日本CIW普及育成協議会(JACC)(東京都中央区京橋1-11-8西銀ビル5F)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

基本情報技術者講座(CIW併用Aコース) 別添資料7

講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に8割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ、講座の開設者が平成17年4月1日以降に開設した講座を8割以上出席し履修した者に対し、基本情報技術者講座(CIW併用Aコース)の履修項目と重なっている項目は履修したものとみなし、未履修の項目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

ウ 有資格者に対し、修了認定に係る試験を実施し、日本CIW普及育成協議会(JACC)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。なお、(3)イの場合、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本CIW普及育成協議会(JACC)が作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

エ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

オ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会(JACC)が行うものとする。ただし、日本CIW普及育成協議会(JACC)が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

カ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：C I Wアソシエイト

試験科目：C I Wファンデーション

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示す通り

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Webコンセプト
		2	Webサービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTMLコーディング
		2	HTMLコーディング
		3	HTMLコーディング
		4	HTMLコーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものである。